

**令和7年度岐阜県立多治見工業高等学校  
専攻科（陶磁科学芸術科）入学者選抜要項**

**1 入学定員**

入学定員は、30名とする。

**2 出願の資格**

本専攻科は陶磁器産業に従事する人材育成のための教育機関であり、出願資格は次の

(1) 又は (2) のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは令和7年3月卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは令和7年3月修了見込みの者

(2) 学校教育法施行規則第150条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者

**3 出願の手続**

(1) 出願者は次の書類を揃えて、出願の期間内に岐阜県立多治見工業高等学校長（以下「多治見工業高等学校長」という。）に提出する。

**ア 入学願書**

岐阜県立多治見工業高等学校（以下「多治見工業高等学校」という。）所定の「専攻科（陶磁科学芸術科）入学願書」（推薦による入学者の選抜出願者は別記第1号様式、一般選抜による入学者の選抜出願者は別記第2号様式、二次募集による入学者の選抜出願者は別記第3号様式）に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）及び入学考査料として2,200円分の岐阜県収入証紙をそれぞれ所定欄に貼付すること。

**イ 調査書**

在学（出身）高等学校長が作成する「調査書」（別記第6号様式）を提出すること。ただし、過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。

なお、2の(1)のうち中等教育学校を卒業した者若しくは令和7年3月卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは令和7年3月修了見込みの者及び2の(2)のうち学校教育法施行規則第150条第1項第2号に該当する者の調査書については、別記第6号様式の調査書に準じて作成して提出すること。

また、2の(2)のうち学校教育法施行規則第150条第1項第1号又は第3号から第6号までに該当する者については、当該試験等の成績証明書等をもって調査書に代えることができる。

**ウ 推薦書（推薦による入学者の選抜出願者のみ）**

(ア) 令和7年3月高等学校卒業見込みの者の推薦書は、「推薦書Ⅰ」（別記第4号様式）に、在学高等学校長が記入すること。

(イ) 上記以外の者の推薦書は、「推薦書Ⅱ」（別記第5号様式）に、出願者が記入すること。

(2) 受検票の交付

多治見工業高等学校長は、入学願書の受付と同時に、受検票を交付する。

#### 4 推薦による入学者の選抜

(1) 推薦要件

出願の資格を満たす者で、次のアからエまでの全てに該当する者

- ア 修了後、陶磁器産業に従事するという明確な目標をもつ者
- イ 向上心があり、積極的かつ意欲的に修学できる者
- ウ 他者を理解し、実習などにおいて他者と協働して活動できる者
- エ 合格した場合、入学を確約できる者

(2) 募集人員

入学定員の50%とする。

(3) 出願の期間

令和6年9月12日(木)から9月26日(木)まで

受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後4時までとする。

また、郵送による場合も9月26日(木)午後4時までに必着のこと。

なお、出願書類を郵送する場合は、宛先明記の返信用封筒(簡易書留による郵送に必要な切手を貼った12cm×23.5cmの封筒)を添え、書留郵便とすること。

(4) 検査

ア 検査の内容

面接及び小論文を実施する。

イ 検査の日時

令和6年10月1日(火)

午前9時から午後5時まで

ウ 検査場

多治見工業高等学校

エ 携行品

筆記用具及び昼食

(5) 選抜の方法

多治見工業高等学校長は、推薦書、調査書、面接、小論文等の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

この際、校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜検討委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

(6) 合格者の発表等

多治見工業高等学校長は、令和6年10月8日(火)午前9時に合格者の受検番号を多治見工業高等学校ホームページにて発表する。また、郵送により出願者全員に合否結果を通知する。

(7) 追検査

推薦による入学者の選抜当日に、インフルエンザ等の感染症や負傷など、やむを得ない事情により、受検することができなかった者又は受検中の急病により途中から受検することができなかった者のうち、追検査を希望する者を対象に実施する。

なお詳細については願書受付時に知らせる。

## 5 一般選抜による入学者の選抜

### (1) 出願要件

出願の資格を満たす者で、次のアからウまでの全てに該当する者

- ア 修了後、陶磁器産業に従事するという明確な目標をもつ者
- イ 向上心があり、積極的かつ意欲的に修学できる者
- ウ 他者を理解し、実習などにおいて他者と協働して活動できる者

### (2) 募集人員

入学定員から推薦による入学者の選抜の合格者数を減じた数を募集人員とし、令和6年10月8日(火)に多治見工業高等学校ホームページにて発表する。

### (3) 出願の期間

令和6年11月13日(水)から11月27日(水)まで

受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後4時までとする。

また、郵送による場合も11月27日(水)午後4時までに必着のこと。

なお、出願書類を郵送する場合は、宛先明記の返信用封筒(簡易書留による郵送に必要な切手を貼った12cm×23.5cmの封筒)を添え、書留郵便とすること。

### (4) 検査

#### ア 検査の内容

面接、小論文及び実技検査を実施する。

なお、実技検査の内容は静物鉛筆デッサン、時間は80分とする。

#### イ 検査の日時

令和6年12月5日(木)

午前9時から午後5時まで

#### ウ 検査場

多治見工業高等学校

#### エ 携行品

筆記用具及び昼食 ※デッサン用具は不要

### (5) 選抜の方法

多治見工業高等学校長は、調査書、面接、小論文、実技検査等の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

この際、校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜検討委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

### (6) 合格者の発表等

多治見工業高等学校長は、令和6年12月11日(水)午前9時に合格者の受検番号を多治見工業高等学校ホームページにて発表する。また、郵送により出願者全員に合否結果を通知する。

## 6 二次募集による入学者の選抜

### (1) 出願要件

出願の資格を満たす者で、次のアからウまでの全てに該当する者

- ア 修了後、陶磁器産業に従事するという明確な目標をもつ者
- イ 向上心があり、積極的かつ意欲的に修学できる者
- ウ 他者を理解し、実習などにおいて他者と協働して活動できる者

(2) 募集人員

入学定員から推薦及び一般選抜による入学者の選抜の合格者数を減じた数を募集人員とし、令和6年12月11日(水)に多治見工業高等学校ホームページにて発表する。

(3) 出願の期間

令和7年1月31日(金)から2月14日(金)まで

受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後4時までとする。

また、郵送による場合も2月14日(金)午後4時までに必着のこと。

なお、出願書類を郵送する場合は、宛先明記の返信用封筒(簡易書留による郵送に必要な切手を貼った12cm×23.5cmの封筒)を添え、書留郵便とすること。

(4) 検査

ア 検査の内容

面接、小論文及び実技検査を実施する。

なお、実技検査の内容は静物鉛筆デッサン、時間は80分とする。

イ 検査の日時

令和7年2月20日(木)

午前9時から午後5時まで

ウ 検査場

多治見工業高等学校

エ 携行品

筆記用具及び昼食 ※デッサン用具は不要

(5) 選抜の方法

多治見工業高等学校長は、調査書、面接、小論文、実技検査等の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

この際、校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜検討委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

(6) 合格者の発表等

多治見工業高等学校長は、令和7年2月25日(火)午前9時に合格者の受検番号を多治見工業高等学校ホームページにて発表する。また、郵送により出願者全員に合否結果を通知する。